

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」の要点

その② 「人権教育と生徒指導」

これまで生徒指導と人権教育は対極にあるもののように受け取られたことはありませんか。

[第三次とりまとめ]では、互いに相通ずるものとして以下のように示されていますので紹介します。

「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] ～指導等の在り方編～」

第Ⅱ章 第1節 1. 学校の教育活動全体を通じた人権教育の推進

(3) 人権尊重の理念に立った生徒指導 (P12～)

人権教育は生徒指導と歩調を合わせて

生徒指導については、これまでの文部省生徒指導資料等でも、集団指導や個別指導の中で、個々の児童生徒の自己指導能力（自己受容・自己理解を基盤に、目標を持って、行動を判断・決断し、実行し、責任をとる）の育成をめざすものだとしています。そして、[第三次とりまとめ]では、肯定的なセルフイメージの形成を支援し、受容的・共感的・支持的な人間関係を育成すること、自己決定力や責任感を育成すること等を含む人権教育も、こうした「積極的な生徒指導」と歩調を合わせることで、より大きな効果を上げることになります。

人権尊重の理念に立った生徒指導

・ 積極的な生徒指導と人権尊重

自己指導能力の育成を目指した「積極的な生徒指導」の展開で児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる」人権感覚を涵養することが重要です。そしてこのことは暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することになります。

・ 消極的な生徒指導と人権尊重

児童生徒の問題行動への対応など、いわゆる「消極的な生徒指導」の側面についてみると、暴力行為、いじめ、不登校等の人権侵害にもつながる問題が起きたときには、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要です。加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、行為に対してはこれを許さず毅然とした指導を行うことが重要です。

